



## 職員の処分について

次のとおり、懲戒処分を行いました。

### 処分 1

#### 【概要】

平成29年10月の住居手当の申請において、本来添付すべきであった、大家と交わした不動産賃貸借契約書（以下「契約書」という。）ではなく、家賃額が異なる別の契約書を添付し、当該契約書の家賃額を根拠として、住居手当を受給した。

また、住居届に添付された契約書には、当初認識していた家賃額とも異なる金額が記載されており、契約書の金額に差があることを認識しながら虚偽の申請を行ったものである。

さらに、転居に伴い、令和7年6月に提出した住居届に添付された「不動産賃貸借証明書」について、貸主である大家に無断で作成し、提出した。

このように、住居手当の申請に際し、故意に虚偽の届出を行い、平成29年10月から令和7年5月までの7年8月（92月）の間、総額1,890,800円の住居手当を受給した。

【処分年月日】 令和7年8月25日

#### 【処分内容】

(本人処分)

所属（役職）	性別	年齢	処分内容	処分理由
市長事務部局 (課長補佐職)	男性	56歳	減給 1/10 (6月)	本件は、故意に虚偽の届出をして諸給与を不正に受給したもので、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当する。

※ 当該職員は、受給した住居手当全額を返還している。

※ 本件について当該職員を詐欺の疑いで告発する予定

### 処分 2

#### 【概要】

令和7年8月8日（金）午後6時過ぎから午後11時過ぎまで、市内で飲食した後、駅まで徒歩で移動し、自宅の最寄駅まで電車で移動した。

その後、同月9日（土）午前0時40分頃、自宅の最寄駅から自転車で帰宅途中に警

察の職務質問を受け、呼気検査で酒気帯び運転の基準である1リットル当たり0.15ミリグラムを超える0.4ミリグラムから0.5ミリグラムのアルコールが検出され、飲酒運転（酒気帯び）の疑いで警察により検挙されたものである。

【処分年月日】 令和7年8月25日

【処分内容】

(本人処分)

所属（役職）	性別	年齢	処分内容	処分理由
市長事務部局 （一般職）	男性	28歳	減給 1／10 （3月）	酒気帯び運転は、道路交通法第65条第1項に違反する行為で、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第3号の規定に該当する。

## 市長コメント

本日、市長部局において、虚偽の届出により住居手当を不正に受給した職員に対し、減給10分の1、6か月の懲戒処分を、また、自転車による飲酒運転（酒気帯び）を行った職員に対し、減給10分の1、3か月の懲戒処分を行いました。

虚偽の届出による不正受給は、市役所の信用を著しく損なう重大な行為です。

また、飲酒運転は極めて危険で、社会的にも強く非難される行為です。

これらの行為はいずれも、市民の皆様の信頼を裏切るものであり、お詫び申し上げます。

今後、全職員一丸となって、法令を遵守し、市民の皆さまの信頼回復に向けて、取り組んでまいります。

令和7年8月25日

呉市長 新原 芳明